

# 小学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要

## 小学校等の移行期間中の教育課程について

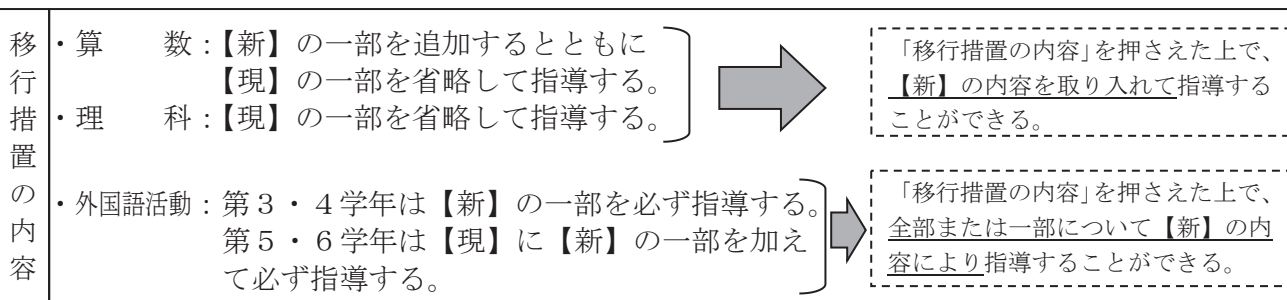
### 1 移行期間中の学習指導

(1) 移行期間中における各教科等の対応一覧

※【現】：現行小学校学習指導要領

【新】：新小学校学習指導要領

|  | 総則 | 国語 | 社会 | 算数 | 理科 | 生活 | 音楽 | 図工 | 家庭 | 体育 | 道徳 | 外国語活動 | 総合 | 特活 |
|--|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|
| 【新】により指導する教科等  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |    | ○  |       | ○  | ○  |
| 「移行措置の内容」により、指導する教科等   |    |    |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    | ○     |    |    |
| 「【現】により指導する場合」と、「全部又は一部について【新】により指導する場合」がある教科<br>※【現】で指導する場合には、【新】の一部を追加する必要がある。 |    | ○  | ○  |    |    |    |    |    |    |    |    |       |    |    |
| 「【現】により指導する場合」と、「全部又は一部について【新】により指導する場合」がある教科                                    |    |    |    |    |    | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |    |       |    |    |



(2) 外国語活動の授業時数

ア 第3、4学年においては15単位時間、第5、6学年においては15単位時間増加させた50単位時間とし、総授業時数は、第3学年から第6学年まで各学年において15単位時間増加させること。

イ 各学校が第3、4学年及び第5、6学年において、総授業時数を更に15単位時間加えて確保することがどうしても困難な場合など、外国語活動の授業時数の授業の実施のために特に必要がある場合には、総合的な学習の時間及び総授業時数から15単位時間を超えない範囲内で授業時数を減じることを特例として講じることができる。なお、本特例は移行期間に限り講じる措置である。

### 2 総則

小学校等における移行期間中の教育課程の編成・実施に当たっては、新小学校学習指導要領第1章の規定（新小学校学習指導要領第1章第3の1(3)イを除く。）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

### 3 移行期間中における学習評価の取扱い

移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこと。